

○国府宮駅周辺再整備検討会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国府宮駅周辺再整備検討会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第 2 条 国府宮駅周辺を行政、商業、文化機能の集積した賑わいのある都市拠点となるよう中長期的な視点でまちづくり基本計画を検討するため国府宮駅周辺再整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 国府宮駅周辺再整備に係るまちづくり基本計画に関すること。
- (2) 国府宮駅周辺再整備に係る再開発の調査・検討に関すること。
- (3) その他国府宮駅周辺の再整備を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 検討会は、次に掲げる者の中から選定した委員をもって組織し、25 人以内とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業者
- (3) 関係団体の選出者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(任期)

第 5 条 委員の任期は、国府宮駅周辺再整備まちづくり基本計画の策定完了までとする。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 7 条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 検討会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 検討会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要と認めた場合には、関係者に対して、資料の提出及び会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が勉強会に諮って定める。

附 則

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。